

令和6年11月教育委員会会議録

---

【会議に付すべき事件】

- 議案第29号 青少年問題協議会委員の委嘱について  
議案第30号 後援名義使用願の承認について  
議案第31号 町議会の議決を経るべき事件の議案について  
報告第17号 教育委員会事務局職員の異動について
- 

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】2件

《11月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・文化ホール・総合体育館 他関係団体】事業予定  
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定  
小・中学校行事予定

《9月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・文化ホール・総合体育館 他関係団体】事業報告  
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

---

日 時 令和6年11月12日（火）午後5時00分から  
場 所 役場本館3階 議場

---

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	一ノ瀬由美子
教育委員	向井 暢子
教育次長	巖根 晃哉
学校教育課長	岡本 栄治
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導統括参事	河井 淳
学校教育課学校指導参事	柘屋 知佳
学校教育課学校指導参事	杉田 直哉
学校教育課学校指導参事	杉田 茜
学校教育課学校指導参事	南 宗孝



以上で議案第29号「青少年問題協議会委員の委嘱について」ご説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

それでは、議案第29号「青少年問題協議会委員の委嘱について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

議案第29号「青少年問題協議会委員の委嘱について」承認とします。

次に、当日配付の議案書15ページ、議案第30号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

杉田参事。

杉田(茜)参事

それでは、議案第30号「後援名義使用願の承認について」ご説明申し上げます。

当日配付の議案書15ページをご覧ください。

令和6年10月24日付で泉州広告株式会社代表取締役富岡紀幸氏より、中学生お仕事読本「お仕事ブック」について、当委員会の後援名義使用願があり、これを承認するというものでございます。

本案件は新規の案件としてご審議をお願いするものです。

16ページの後援名義使用承認申請書をご覧ください。

本事業の目的は、「地域産業の情報を通して子どもたちが自分の将来を見つめる」となっております。

事業の内容としましては、泉州地域の全公立中学校52校の2年生を対象に、泉州地域の特色と地域にある企業、そして、そこでお仕事をする人々について紹介された冊子を掲載企業の協賛の下、令和7年1月31日に無償にて配付するとのことです。

17ページから32ページまでは会則や役員名簿、事業計画等がございますのでご参照ください。

以上、議案第30号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りま

すようお願い申し上げます。

吉田教育長                    ありがとうございます。  
ただいまの事務局の説明についてご質問等ありませんか。  
どうでしょうか。ご質問ないでしょうか。

梶山委員                    これ、中学校用ですよ。

杉田（茜）参事            はい。

梶山委員                    小学校用とか高校用とかもあるんですか。

吉田教育長                   杉田参事。

杉田（茜）参事            小学校用は「お仕事ノート」と申しまして、町内小学校3年生、4年生を対象に先日配付されました。昨年度から授業が開始されまして、今回承認をお願いする件につきましては、中学生対象で初めて今年度配付するということでの使用承認願です。

梶山委員                    小学校の場合も同じように学生さんには無償で、町の会計からお金を取る。

杉田（茜）参事            失礼します。ちなみにちょっと実物、参考なんですけれども、小学生は熊取町限定でして、熊取町内の企業が紹介されています。こちらを活用して社会見学に行ってくれたり、ゲストティーチャーを招いてキャリア教育やほかの教科と横断した学習がされています。

今回は泉州地域、これはちょっと見本ですので和歌山県版なんですけれども、泉州地域ということで、もっと紹介する会社さんが多く掲載されておりまして、泉州地域で中学2年生対象に無償配付という計画になっています。

吉田教育長                   ありがとうございます。高校はちなみになかったんですね。今、ご質問あったんですけれども、高校用のというのはいないんですかね。

杉田（茜）参事            高校用は特に聞いておりません。

吉田教育長 分かりました。  
ほか、ご質問ございませんか。よろしいですか。  
それでは、議案第30号「後援名義使用願の承認について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

吉田教育長 議案第30号「後援名義使用願の承認について」承認とします。  
次に、当日配付の議案書33ページ、議案第31号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」事務局から説明願います。  
岡本課長。

岡本課長 それでは、議案第31号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」説明いたします。  
議案書33ページをご覧ください。  
本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、町長から意見を求められた各議案について、異議がないものとして認めるとの内容でございます。  
大きく分けて3点の議案についてでございますが、各担当よりご説明いたしますので、一括してご審議及びご承認を賜りたいと考えてございます。  
まず1点目ですが、議会の議決を要する契約についてでございます。担当は学校教育課でございます。  
34ページをご参照願います。  
工事請負契約の締結についてということで、工事名が熊取町立西小学校④-1、④-2、⑦棟の外壁等改修工事ということの業務名でございますが、12月4日付で町議会に上程をし、最終議決を経るということを求めるものでございます。  
35ページをご参照願います。  
工事概要を示してございまして、議決日から令和7年6月30日を期限とした外壁改修1,492平方メートル、屋上防水改修工事530平方メートルとなっております。  
36ページ及び37ページには西小学校の配置図と断面図を示してございまして、そういう内容で工事を進めたいということでございます。  
以上、議決を経るべき事件の議案の1件目の議会の議決を要する契

約の内容についてご説明を終わりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

吉田教育長

上垣参事。

上垣参事

それでは、私から町議会で議決を経るべき議案の2点目、小学校教師用指導書の購入についての追認につきまして説明いたします。

本件につきましては、過去に購入しました教師用指導書について、要議決契約等条例第3条に規定する予定価格700万円以上の動産の買入に該当するにもかかわらず、議会の議決をせずに購入していたことが判明したことから、手続を遡って有効なものとするため、令和6年12月議会において購入の追認を求める議案を提出するものでございます。

当日配付議案書の38、39ページをご覧ください。

令和5年度分購入の内容となっております。

続いて、同じく40ページ、41ページをご覧ください。

こちらが令和元年度の購入分となっております。

続いて、42ページ、43ページをご覧ください。

こちらが平成26年度購入分の内容となっております。

いずれにつきましても、4年ごとにある教科書改訂に伴う購入となっております。

今後におきましては、チェック体制を強化するなど再発防止に努めてまいりたいと考えております。

本件についての説明は以上となります。

吉田教育長

岡本課長。

岡本課長

続きまして、3項目めになります令和6年度一般会計予算第6号についてのうち、教育委員会の事務に関する分についてご説明をいたします。

44ページをご参照願います。

ちょっと横向きになりますが、大きく分けまして上段4項目の予算費目、それから3項目の下段の費目ということになってございまして、12月議会を経て予算の増額もしくは予算措置を行うものとして提案するものでございます。

それでは、まず私から上段4項目のうちの1項目めと4項目めの給

食費補助金についてご説明いたします。

1項目めが小学校の給食、4項目めが中学校の給食に関してございまして、現在も続いております物価高騰対策として、給食費相当額を超える部分が補助金としてございます。

とりわけこの夏以降、精肉と精米ということで新たな価格情報がございまして、6月議会での予算措置を行わせていただいたんですが、それを上回る勢いでの高騰が続いているということで、この12月の議会でもって予算措置を行うというものでございます。

小学校給食分としては450万9,000円、中学校給食分として221万2,000円の予算措置を行っていきたいというものでございます。

続きまして、下段の債務負担行為という部分がございます。1項目めと2項目めに関してご説明したいと思います。

これは、現在令和4年から6年度の3年間の調理の委託を小学校分と中学校分ということで、各業者に委託をしております、その業者の現在の委託期限がこの6年度末で切れるということを想定して、7年度から9年度の新たな3か年の給食調理事業を委託していくための予算を前倒しで準備行為も含めて債務負担として設定をさせていただくというものでございまして、新たな業者に決まる可能性も含めて、現在の業者との引継ぎ、あるいは打合せ等も含めてこの年度末から進めたいということで、12月にそれぞれ小学校分として3年分、4億800万円少々、それから中学校分として2億1,400万円少々ということでの経費を債務負担として設定していこうというものでございまして、これを12月議会に諮っていきたいと考えてございます。

私からは以上です。

吉田教育長

杉田直哉参事。

杉田（直）参事

続きまして、私より中学校運営事業需用費教師用指導書についてご説明いたします。

昨年度の小学校教科書採択に続き、今年度は中学校での教科書採択を行いました。令和7年度からは中学校での教科書が新しく変わります。それに伴って先生方が使用する教師用指導書代が別紙3にある補正額となります。

800万円を超える金額となっておりますが、2つの業者から分けて購入しますので、700万円は超えず、議会の議決は不要となっております。

おります。

私からは以上です。

吉田教育長

上垣参事。

上垣参事

続きまして、私から中学校費のうち中学校夜間学級生徒就学援助費及び関連する事業について説明いたします。

まず、大阪府内中学校夜間学級就学生徒に対する就学援助制度について説明いたします。

本町では、児童生徒の就学に必要な費用の一部を援助する就学援助を実施していますが、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第14条におきまして「地方公共団体は、学齢期を経過した者であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、また、大阪府内において中学校夜間学級に就学する生徒への援助を実施していない市町村が本町を含め4町であったことから、教育委員会におきまして令和5年4月1日施行で、熊取町中学校夜間学級生徒就学援助支給要綱を策定し、対象者が現れた場合に備えていたところでございます。

そのようなところ、令和6年4月に泉佐野市立佐野中学校に夜間学級が開設され、本町住民が当該学級への入学を求めたということから、就学援助申請があつた場合に対応できるよう12月補正において予算を確保するものでございます。

認定基準等につきましては、現在実施しております就学援助制度と同様であり、居住要件として熊取町に住所を有する生徒またはその保護者、今回の場合でしたら中学校夜間学級の生徒または保護者となり、所得要件につきましても就学援助と同じ考え方となっております。

ただし、支給金額につきましては既存の就学援助と同額であるものの、援助項目としまして夜間学級には不要なもの、体育実技用品、新入学児童生徒学用品、給食費、医療費というものは対象外となっております。

一方で、通学費につきましては学校所在地から居住地、または学校所在地から勤務地までの距離を比較しまして、いずれか距離が短いほうの交通費分を援助するものとしております。

これらを踏まえまして、現在想定している支援人数が3人、9月以降、7か月分の学用品と通学費で1人4万6,620円、3名で13万9,860円、端数を切り上げた14万円を今回12月補正で検討させていただこうというものでございます。

町議会に対しましては、議員全員協議会において制度を説明し、広く住民に対しては12月議会終了後におきまして、ホームページ等において周知していくことを予定しております。

続きまして、関連する事業ということで、こちらちょっと補正予算とは関係はないんですが、関連する事業としまして、大阪府立中学校生徒に対する就学援助制度について少し説明させていただきたいと思っております。

大阪府立中学校生徒に対する就学援助を実施するに至った背景につきましては、先ほど説明しました夜間学級就学生徒に対する就学援助と同じようなものになりますが、本町では児童生徒の就学に必要な費用の一部を援助する就学援助を既に実施しているという中で、大阪府内におきまして中高一貫校ということで、平成29年4月に府立富田林中学校・高等学校、令和4年4月には大阪府立水都国際中学校・高等学校、大阪府立咲くやこの花中学校・高等学校というのが開校することに伴いまして、大阪府教育委員会のほうから各市町村教育委員会に対しまして、府立中学校生徒への就学援助依頼がありました。府下市町村において制度化するという動きがあったことから、本町におきましても令和5年4月1日施行で大阪府立中学校生徒就学援助支給要綱を策定し、対象者が現れた場合に備えたところとなっております。

認定基準につきましては、現在実施している就学援助とこちらも同様となっております。居住要件としましては府立中学校に在籍しており熊取町に住所を有している生徒の保護者、所得要件につきましても就学援助と同様ということになっております。

こちら、ただし、支給金額につきましては既存の就学援助と同額とはなっておるものの、援助項目としまして学校設置者の責務として大阪府が援助を行うことになる給食費及び医療費は対象外となっております。

なお、これは現時点では対象者はおりませんので12月補正における予算確保等はいたしておりませんが、先ほど説明させていただきました夜間学級就学生徒に対する就学援助制度と併せまして議会への説明と、その後、ホームページ等による周知のほうを予定しているところでございます。

私からの説明は以上となります。

吉田教育長

柵屋参事。

柵屋参事

続きまして、私のほうから債務負担行為に当たります小学校医療的ケア児支援事業についてご説明させていただきます。

当日配付の議案書46ページをご覧ください。

まず、実施の背景ですが、昨今、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化し、医療的ケア児やその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっております。

そこで、医療的ケア児及びその家族に対する支援に対する法律が令和3年6月に公布、同年9月に施行されております。

本町におきましても対象児童生徒が町立学校に就学することを念頭に、医療的ケア実施の準備を進める必要があるため、今回計画させていただきました。

続きまして、関係法令となります医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の概要をご説明させていただきます。

この法律は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としております。

そして、医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療行為をいい、医療的ケア児とは日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいいます。

また、基本理念といたしまして、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要であり、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要ということが掲げられております。

その理念の下、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に施策を実施する責務を地方公共団体が担っていること、そして、切れ目なく医療的ケア児の支援を行うという学校設置者の責務が明示されております。

この法律の下、今回必要な具体的な支援としましては、看護師の配置を考えております。こちらは年間で259万円の予算措置が必要となっております。

最後に、大阪府下各市町村における医療的ケア実施状況につきましては、現在43市町村中34市町村において医療的ケア児が在籍しております。その全てにおいて看護師を配置している状況にあります。

なお、この看護師の配置につきましては、34の市町村全てが会計年度任用職員によるものとなっておりますが、試算しましたところ、期末勤勉手当の支給等により会計年度任用職員を雇用することより、事業所への委託による看護師配置のほうが安価でありましたため、本町におきましては訪問看護事業所へ業務委託することを想定しております。

国の補助を活用しながら支援してまいりたいと考えております。

本件に関わるご説明は以上となります。

吉田教育長

岡本課長。

岡本課長

それでは、最後に45ページを参照願います。

これは先ほど町議会の議決を経るべき事件の議案の1つ目にご説明いたしました西小学校の工事に係る分でございます。この工事が12月議会の議決日から6月30日ということで、工期設定をしているものでございまして、その予算に、工期設定に対応する予算措置ということで、年度繰越補正を10月で設定をしたい、こういう中身でございます。

以上で、町議会の議決を経るべき事件の議案についての説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長

ありがとうございます。

今、議会の議決を要する契約について、それから小学校教師用指導書の取得について追認、あと令和6年度熊取町一般会計補正予算（第6号）について事務局より説明をいただきました。

何か今の説明についてご質問ございませんでしょうか。

土屋委員。

土屋委員

1点いいですか。ご丁寧な説明ありがとうございました。

小学校の教科書の追認の話なんですけれども、平成26年度のものが出るといふ、この理由について確認したいんですけれども、これは地方自治法の要議決契約等条例の中で、恐らく教科書の改訂と

いうのはもっと頻繁にやっていると思うので、例えば金額が800万円を超えたのに、その申請をしていないとか、そういう単純なミスなのかなと思ったんですが、そんな理解でよろしいでしょうか。

吉田教育長

上垣参事。

上垣参事

今回判明したいきさつなんですけれども、同様の事例が全国的に今起きているというか、新聞等で報道されておりまして、私どももそういうところに気づいて確認、遡って、熊取町の場合は700万円以上……

土屋委員

700万円なんですね。

上垣参事

というところが、議会の議決を要する動産の買入れの基準額になっております。教科書の購入につきましても物品の購入になりますので議会の議決が必要になっていたものの、これまで700万円を超える場合も議会の議決を経ていなかったということで、今回対象になっているのは小学校の教科書等ということなので、中学校の教科書改訂に伴う指導書の購入については700万円を超えている事案が確認できませんでした。

土屋委員

なるほど。

上垣参事

というところで平成26年度以前の記録というのが文書保存の期間等の改定で確認できなかったというところで、この3件を今回追認するというふうになったものです。

土屋委員

今回改めてこれをやれてよかったですね、この機会に全部追加できて、追認いただくという、そういう理解でいいですか。ちなみに、その700万円って多分何かそういう法律の根拠みたいなものがあると思うんですけれども、今回随意になっているじゃないですか、随意契約でも大丈夫なんですか、その点は。

上垣参事

随意契約であっても、たしか町村で700万円で、市が2,000万円だったかな、というところで、法律上の規定があって、さらに条例でも同じ基準にされているというところで。

土屋委員 随意契約でも問題がないと、追認していただけるだろうということですね。理解しました。ありがとうございます。

吉田教育長 よろしいでしょうか。  
ほか、ご質問ございませんか。

土屋委員 もう一点、細かいところでいいですか。

吉田教育長 お願いします、土屋委員。

土屋委員 ジンコウ呼吸のジンコウってこっちの字を書くんですか。アーティフィシャルのほうかなと思ったんですけども、工学の工かなと。口のほうの意味合いつてあるんですか。もしかしたらちょっとそういうのがあるかもしれませんが。真ん中ぐらい。もしかしたらこういう言い方もするのかもしれないですけども。

吉田教育長 柵屋参事。

柵屋参事 すみません。法律上正しくは、ジンコウのコウは工業の工です。すみません、修正させてください。申し訳ございません。

土屋委員 よろしくお願いします。ありがとうございます。

吉田教育長 口ではなくて工業の工であるということで、ご訂正お願いします。  
ほか、ご質問ございませんか。よろしいですか。  
それでは、議案第31号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認としてよろしいか。

委員全員 (「はい。」の声)

吉田教育長 議案第31号「町議会の議決を経るべき事件の議案について」承認とします。

次に、事前配付の議案書2ページ、報告第17号「教育委員会事務局職員の異動について」事務局から説明願います。

岡本課長。

岡本課長

それでは、報告第17号「教育委員会事務局職員の異動について」  
ご説明をいたします。

議案書2ページをご参照願います。

熊取町教育委員会事務委任規則第2条第1項第8号の規定による令  
和6年10月1日付人事異動につきまして、専決処分をしたものにつ  
いてご承認を求めるものでございます。

3ページをご覧ください。

上段の転入、昇任等でございます。

1人目の川上正太郎は、総務部税務課主事から教育委員会事務局生  
涯学習推進課主事兼熊取交流センター主事兼教育・子どもセンター主  
事として着任するものでございます。

2人目、下中涼雅は、都市整備まちづくり計画課から教育委員会事  
務局生涯学習推進課主事兼熊取交流センター主事兼教育・子どもセン  
ター主事として着任するものでございます。

次に、10月1日付の転出につきまして下段を参照願います。

1人目、坂上佳行は、教育委員会事務局統括理事（学校指導担当）  
から総務部統括理事に転出するものでございます。

2人目、中西一郎は、教育委員会事務局生涯学習推進課副主査兼熊  
取交流センター主査兼教育・子どもセンター副主査から都市整備部ま  
ちづくり計画課副主査に転出するものでございます。

3人目、池内健治は、教育委員会事務局生涯学習推進課副主査兼熊  
取交流センター主査兼教育・子どもセンター副主査から都市整備部道  
路公園課副主査に転出するものでございます。

以上で報告17号「教育委員会事務局職員の異動について」の説明  
を終わります。よろしくご審議いただきまして、ご賛同賜りますよう  
お願いします。

以上です。

吉田教育長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明についてご質問等ありませんか。

よろしいですか、ご質問ないですか。

それでは、報告第17号「教育委員会事務局職員の異動について」  
承認としてよろしいか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長 報告第17号「教育委員会事務局職員の異動について」承認とします。

以上で本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。  
ほかに何かございませんか。よろしいですか。  
ないようですので、審議を終了します。

(その他報告事項)

吉田教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。  
それでは、順次、事務局から報告願います。  
杉田茜参事。

杉田(茜)参事 『後援名義使用願の承認について(小学生仕事読本「お仕事ノート」) P. 47より説明』

吉田教育長 大屋課長。

大屋課長 『後援名義使用願の承認について(フレンドリーマッチ2024大阪体育大学×武庫川女子大学) P. 4より説明』

吉田教育長 杉田直哉参事。

杉田(直)参事 『小・中学校行事予定 P. 48より説明』

吉田教育長 大屋課長。

大屋課長 『生涯学習推進課事業予定 P. 5～P. 6より説明』

吉田教育長 原田館長。

原田図書館長 『図書館事業予定 P. 7～P. 9より説明』

吉田教育長 報告は以上ですか。  
ほかに何かございませんか。よろしいですか。  
ないようですので、令和6年11月教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

---

閉会 午後5時41分

---